

里親ってなあに？



♥ 里親とは...？

子どもは、親の愛情に恵まれた家庭で育てられることが望ましいのですが、私たちの身近には、経済的困窮、虐待、親の行方不明等さまざまな事情で家庭での養育ができなくなった子どもたちがいます。

そのような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」と言います。

里親制度は児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する家庭の下での養育を、子どもたちに提供する制度です。

里親には、健やかに子どもを養育するため、守っていただく決まり（「里親が行う養育に関する最低基準」）が定められています。具体的には、委託された子どもへの虐待の禁止、必要な教育を受けさせること、健康や衛生の管理、秘密の保持、子どもの養育を記録して児童相談所へ報告することなどです。

里親の種類

養育里親

様々な事情があって家庭で生活することができない子どもを、家庭に戻れるまで、又は自立できるか18歳(場合によっては20歳)になるまで、養育する里親です。

専門里親

養育里親のうち、虐待を受けた経験のある子どもや、障害のある子どもを、経験と専門知識を活かして養育する里親です。

専門里親になるには、3年以上の養育里親経験などの要件があります。

養子縁組里親

養子縁組を前提とした里親で、将来にわたって親が養育していく見込みがなく、養子縁組が望まれる子どもを自分の養子として養育することを希望する里親です。

養子縁組の成立には家庭裁判所の審判・許可が必要です。

親族里親

子どもの扶養義務者で、親が死亡や行方不明等の事情により子どもを養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親です。



里親になるまでの手続き

児童相談所

児童相談所又は市町の窓口にご相談

申請書提出

児童相談所の面接・家庭訪問

研修受講(施設実習・講義)

児童福祉審議会で審議

県知事(政令市は市長)が認定・登録

※認定・登録後、子どもとの面会や交流を重ねて相性の確認を行った後に委託となります。

※養育里親・養子縁組里親の登録については5年ごと、専門里親については2年ごとに更新があり、更新には研修受講が必要です。

里親になる ための要件

特別な資格は必要ありませんが、次のような要件が必要です。

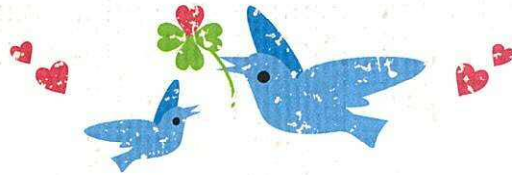
- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- ② 経済的に困窮していないこと(要保護児童の親族である場合を除く)
- ③ 里親研修を修了していること(養育里親・養子縁組里親・専門里親)
- ④ 里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由(※)に該当しないこと

※欠格事由について

- ・ 成年被後見人、被保佐人(同居人にあつては除く)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者 等



里親について Q&A



Q:子どもの養育費は誰が負担するのですか?

A:子どもの年齢や状況に応じて、生活費、教育費など一定額の経費が公費で支給されます。
また、養育里親・専門里親については、里親手当も支給されます。

Q:登録したらすぐ委託されますか?

A:面会や交流を繰り返し、相性などを確認したうえで委託しますので、登録後、すぐに委託される場合もありますし、委託までに時間がかかる場合もあります。

Q:何人まで養育ができますか。また実子がいても里親になれますか?

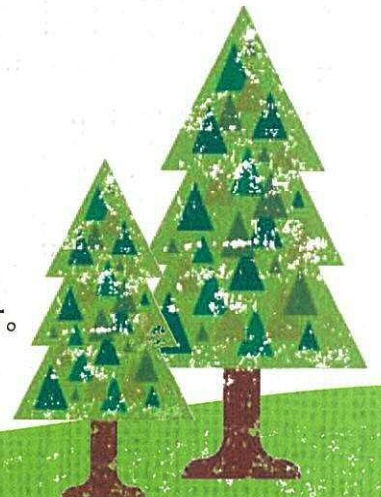
A:同時に養育できる委託児童は養育里親の場合4人、専門里親の場合2人までです。また、実子がいても里親になることは可能ですが、委託児童と合わせて6人を超えることはできません。

Q:子どもの性別・年齢などの希望は言えますか?

A:里親さんから事前に子どもの性別・年齢・養育期間などのご希望は伺いますが、ご希望にそえることばかりではありません。

Q:里親として養育する期間はどのくらいですか?

A:養育をお願いする期間は数日間から数年間までさまざまです。例えば、普段は施設で生活している子どもを、週末だけ里親として預かる「ショート・ルフラン」という制度もあります。



里親を支援する制度

養育相談(児童相談所)	新しく子どもさんを迎え入れることで、思いがけない心配ごとや不安があるかもしれません。そんな時は、気軽に児童相談所スタッフに相談してください。
里親サロン・里親ひろば	里親さん達が集まり、子育てに関する情報や悩みなどを気軽に話題にして交流を深めています。これから里親になってみようとご考えの方も歓迎です。
レスパイト・ケア	里親さんをお願いしているお子さんを数日間お預かりして、里親さんを支援する制度を用意しています。お預かりする場所は、児童福祉施設や他の里親さんになります。外出等の用事の時だけでなく、里親さん自身のケアのためにも使えます。
養育援助者派遣	レスパイト・ケアよりも短時間(宿泊は伴わず基本3時間以内)支援する制度です。養育援助者を派遣して、生活援助(家事、養育の補助)や相談支援を行います。
里親賠償責任保険	万一、養育中の子どもが事故にあったり、他人の物を壊したりして里親に賠償責任が生じた場合には、県里親連合会を通じて加入している「里親賠償責任保険」による補償が受けられます。
地区里親会・県里親連合会	<p>里親制度の普及や里親同士の親睦や支援を目的とした、里親を会員とする組織です。児童相談所の地区ごとに里親会があり、児童相談所と連携をとりながら交流行事や研修等を行っています。また、各里親会が集まって、県里親連合会としても活動しています。</p> <p>静岡県里親連合会事務局 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 ☎054-254-5231 各地区里親会への連絡は、各児童相談所へお気軽にお問い合わせください。</p>



お問い合わせ先

児童相談所	住所	電話	お住まいの地域
賀茂児童相談所	〒415-0016 下田市中531-1	☎0558-24-2038	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部児童相談所	〒410-8543 沼津市高島本町1-3	☎055-920-2081	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士児童相談所	〒416-0906 富士市本市場441-1	☎0545-65-2208	富士宮市、富士市
中央児童相談所	〒426-0026 藤枝市岡出山2丁目2-25	☎054-646-3570	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部児童相談所	〒438-8622 磐田市見付3599-4	☎0538-37-2852	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
静岡市児童相談所	〒420-0947 静岡市葵区堤町914-417	☎054-275-2873	静岡市
浜松市児童相談所	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1	☎053-457-2703	浜松市

